11 金融庁長官は、第一項第十七号の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。 一　不正の手段により第一項第十七号の承認を受けたとき。 二　第五項の承認申請書及び第六項の規定によりこれに添付すべき書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。 三　第一項第十七号の承認を受けて行う行為に係る業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十七号

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十二日

文部科学大臣　萩生田光一

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。 （通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類） **第十一条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。	（財務諸表） **第十条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類） **第十一条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十条及び第十一条の二の規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。